

株主の皆様へ

東京都品川区南大井六丁目25番3号  
日本通信株式会社  
代表取締役社長 三田 聖二

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表明の上、平成23年6月20日（月曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成23年6月21日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都港区六本木五丁目11番16号<br>国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第15期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第15期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 取締役4名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査役2名選任の件  |
| 第4号議案           | ストックオプションによる取締役報酬の承認の件   |
| 第5号議案           | ストックオプションによる監査役報酬の承認の件   |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当社では、定款第13条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。その場合、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
  - ◎なお、本招集ご通知の添付書類である事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.j-com.co.jp>）において、その旨掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

### <決議通知及び株主通信について>

当社では、昨年より、定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト (<http://www.j-com.co.jp>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます（本定時株主総会当日の午後5時以降に掲載する予定です）。

なお、株主通信については、昨年同様、平成23年8月までに冊子をお送りする予定です。

# 添付書類

## 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という）は1996年の創業以来、一貫して日本型MVNO（Mobile Virtual Network Operator＝仮想移動体通信事業者）事業モデルの実現を目指し、2007年の総務大臣裁定を経て、2009年3月に当社が要望したとおりの形で株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと相互接続を実現し、日本型MVNO事業モデルを構築しました。以来、7四半期連続で増収を続け、当連結会計年度第3四半期（2010年10月～12月）に156百万円の営業利益を計上し、黒字転換を果たしました。東日本大震災の影響により、第4四半期は8四半期連続増収とはなりませんでしたが、通期において、当社単体では上期の営業損失を補う形で51百万円の営業利益を達成しました。

海外のMVNOは、いわゆる音声の再販事業者であり、典型的な薄利多売の事業モデルに基づいているため、収益基盤を作るためには数千億円規模の売上が必要です。一方、当社が実現した日本型、即ち相互接続によるMVNO事業モデルでは、携帯電話事業者のネットワーク・キャパシティを原価ベースで調達し、差別化したサービスを顧客に提供するため、高い収益性を実現することが可能であり、数十億円規模の売上で収益基盤を築くことができます。当連結会計年度は、当社が生み出し、実現した日本型MVNO事業モデルの収益性の高さを自ら実証できた結果となりました。

前連結会計年度には、法人向け市場において携帯電話事業者による不当廉売問題が表面化したため、当社は、不当廉売が起き得ないコンシューマ市場に戦略転換し、当期は期初から1年間にわたり、コンシューマ市場に向けたSIMの新製品を次々と投入しました。また、2011年4月からのSIMロック解除に向け、SIMロックがかかっていないモバイル製品3モデル（モバイルWiFiルータ（2010年5月）、最軽量スマートフォン（2010年12月）、

7インチタブレット（2011年3月）を投入しました。当社は、これらの新製品の投入により、SIM事業者としてNo. 1のポジションを獲得しました。同時に、当社の認知度は飛躍的に向上し、顧客基盤が拡大しました。

さらに2011年1月には、世界で初めて、050ベースの電話番号を使って発着信できるモバイルIPフォンのサービスを開始しました。東日本大震災において、通常の携帯電話が繋がらない状態であっても、データ通信は影響を受けず、モバイルIPフォンで通常どおり通話ができたことから、災害対策本部等において役立てていただき、現在もお使いいただいています。

当社は、連結子会社を通して米国においても日本型MVNO事業モデルを実現し、機器間通信（以下、「M2M」という）に集中して事業展開を図っています。当連結会計年度は4.3百万ドルの売上規模となり、昨年度に比べて70%以上の成長を遂げています。また、事業の立ち上げと成長に伴い連結子会社の赤字幅も減少してきており、2012年3月期の黒字転換を目指せる段階まで来ています。特にATM（現金自動支払機）の無線によるセキュア接続においては、米国でクレジットカード業界の情報セキュリティ基準(PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard)) の認定を受けた唯一の事業者として、着実に顧客基盤を拡大しています。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高は前年度比42.0%増の3,642百万円を達成しました。これに対し、売上原価は前年度比16.9%増の2,521百万円に留まっています。これは、100円増加した売上高に対し、売上原価は40円の増加に留まっていること、つまり、当期増加した売上高の60%が売上総利益に貢献していることを意味し、日本型MVNO事業モデルの収益性の高さを如実に示す形となりました。

当社は、当期よりコンシューマ市場への戦略シフトを行いました。従来の意味での広告宣伝手法は使わず、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を中心とした口コミと、新聞、雑誌、web等のメディアの露出によっているため、広告宣伝費は前年度から増加していません。また、当期は人員削減を行ったことから、販売費及び一般管理費は前年度比11.5%減の1,402百万円となりました。

上記のとおり、売上高が増加する中、販売費及び一般管理費を削減したことから、営業損失は前年度から1,022百万円改善した74百万円となりました。なお、当社単体では、通期で51百万円の営業利益を計上しました。

当連結会計年度は急激な円高が進んだため、当社から米国の連結子会社への貸付金の為替差損などを営業外費用として202百万円計上した結果、経常損失は前年度から917百万円改善した273百万円となりました。なお、2012年3月期に評価性のため為替差損益を最小化するため、米国の連結子会社に対する貸付金全額を株式に転換することとしました。

また、当連結会計期間中に大幅な人員削減を伴う事業再構築を行ったことなどから、特別損失として90百万円を計上した結果、当連結会計年度における当期純損失は、前年度から882百万円改善の359百万円となりました。

② 設備投資の状況

ネットワーク機器の更新や増強、データ通信用ソフトウェアの開発などに151百万円を支出しました。

③ 資金調達の状況

イ. 今後の端末仕入等の運転資金ニーズへの対応として、金融機関から260百万円を調達しました。

ロ. ストックオプションとしての新株予約権の行使に伴い、13百万円の資金が増加しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期
	自 平成19年4月 至 平成20年3月	自 平成20年4月 至 平成21年3月	自 平成21年4月 至 平成22年3月	自 平成22年4月 至 平成23年3月
売 上 高(百万円)	3,419	3,675	2,565	3,642
経常利益(△損失)(百万円)	△1,063	△1,191	△1,190	△273
当期純利益(△純損失)(百万円)	△1,946	△1,192	△1,242	△359
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△8,670.05	△5,134.79	△977.34	△268.94
総 資 産(百万円)	2,424	2,442	3,196	3,725
純 資 産(百万円)	629	305	1,493	1,354

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比 率	主 な 事 業 内 容
丹後通信株式会社	25 (百万円)	100.0%	地域MVNOとして、地域に密着した通信サービスの提供
Communications Security and Compliance Technologies Inc.	1,000,000 (US \$)	100.0%	米国でのMVNO事業
Computer and Communication Technologies Inc.	200 (US \$)	100.0%	MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発
Arxceo Corporation	236 (US \$)	100.0% (注)	ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売
アレクセオ・ジャパン株式会社	50 (百万円)	100.0%	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売

(注) 平成22年11月17日にArxceo Corporationの少数株主が保有していた議決権比率42.9%の株式を取得し、同社を完全子会社としました。

#### (4) 対処すべき課題

2009年3月、当社グループは創業時から描いていた事業モデルを世界で初めて実現し、それから2年弱で四半期ベースでの黒字転換を達成しました。事業モデルの有用性及び収益性を実証することができ、今後は、如何に日本、米国、またさらに他の地域で成長し続けていけるかということが、当社グループにとってのチャレンジとなっています。

モバイル網を使用したネットワークは、次世代インターネットの核であり、当社グループの事業領域は、日本においても、また米国や他の地域においても、無限とも言うべき広がりを持っているため、当社グループの成長を予め規定する限界はありません。

このような環境のもと、当社グループにとっての課題は、ヒューマンリソースです。当社グループは、創業時、未上場時、上場後、そして世界初の事業モデルを実現できることが確実にになった現在も、一貫してマネジメントの人材が当社グループにとっての最大の資産であるとの認識に基づいて、人材を発掘し、リクルートし、育て、チャレンジしてきました。その結果、当社マネジメントの人材は、同業他社または同規模の他社に比較して優位であると自負しています。にもかかわらず、当社グループの目の前に広がる事業領域及び事業機会に対してヒューマンリソースが不足していることが、当社グループにとっての最大のリスクとなっています。

当社グループは、この課題に対し、企業文化の確立と定着を強力に進めながら取り組んでいます。特に黒字転換を実現した今、新たな人材の発掘及び育成を最優先課題として進めてまいります。

もちろん、当社グループとしては、日本のコンシューマ市場における地位の確立、機器メーカーや販売会社とのパートナーシップの推進、差別化した技術プラットフォームの構築及び提供、グローバル展開の強化といった様々な課題を認識していますが、これらは全て、ヒューマンリソースの不足という課題を解決することが前提となります。当社グループは、これらの課題に対する明確な方針を持っており、これを実現できるかどうかは、ひとえにヒューマンリソースを確保できるか否かにかかっています。

(5) 主要な事業内容 (平成23年3月31日現在)

当社グループは、携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワーク及び公衆無線LANサービス事業者の公衆無線LANスポットを利用し、当社グループ独自のモバイル通信サービスを提供する事業を営んでいます。当社グループのサービスの種類及び内容は以下のとおりです。

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ通信を提供するサービス
	① 個人向けサービス (商標：bモバイル等) 主に一般消費者や中小法人顧客向けに、SIMカード、接続ソフトウェア、端末機器、データ通信、無線LAN通信、インターネット接続及びオプションとしての音声通信サービス等をパッケージ化して提供するモバイルデータ通信サービス (平成13年12月サービス開始)
	② 法人向けサービス (商標：インフィニティケア) 主に法人顧客向けに、顧客ごとに異なる課題や要望に応えたデータ通信を設計、開発、構築し、サポートや運用を含めて提供するモバイルデータ通信サービス (平成13年10月サービス開始)
	③ 機器向けサービス (商標：通信電池) 主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービス。従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として、あたかも乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービス (平成14年12月サービス開始)
	④ MVNO向けサービス (MVNEサービス) MVNO向けに、モバイル・ネットワーク、技術、ノウハウ等を提供するサービス (平成20年10月サービス開始)
テレコム・サービス	携帯電話/PHS事業者各社から通信回線及び携帯電話/PHS端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話 (PHS 音声通信を含む。以下同じ) サービス (平成9年1月サービス開始)

(6) 主要な事業所（平成23年3月31日現在）

会社名	名称	所在地
日本通信株式会社	本社	東京都品川区
	西日本支社（注）	大阪府大阪市
丹後通信株式会社	本社	京都府宮津市
Communications Security and Compliance Technologies Inc.	本社	米国ジョージア州アトランタ
Computer and Communication Technologies Inc.	本社	米国コロラド州イングルウッド
Arxceo Corporation	本社	米国ジョージア州アトランタ
アレクセオ・ジャパン株式会社	本社	東京都品川区

（注） 当社西日本支社は平成23年5月12日付で廃止しています。

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
80（4）名	△47（△1）名

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。  
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ、47名減少したのは、主に平成22年10月に実施した当社グループの事業再構築によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64（1）名	△36（△1）名	38.80歳	5.83年

- （注） 1. 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。  
2. 従業員数が前事業年度末に比べ、36名減少したのは、主に平成22年10月に実施した当社の事業再構築によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
横浜銀行	240百万円
京都北都信用金庫（注）	40百万円

(注) 当社の子会社である丹後通信株式会社が、地域MVNOとして地域に密着した通信サービスを提供していくという観点から借入れを行ったものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数   | 4,350,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 1,338,610株 |
| ③ 株主数        | 19,222名    |
| ④ 大株主（上位10名） |            |

株主名	持株数	持株比率 (注)1
エルティサンダビー・ヴィー・ビー・エー (注)2	174,745株	13.05%
シティグループ・グローバル・マーケティング・インク (注)3	108,965株	8.14%
宇津木 卯太郎	30,552株	2.28%
城野 親徳	25,750株	1.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,502株	1.23%
大阪証券金融株式会社	16,345株	1.22%
野村信託銀行株式会社（投信口）	14,427株	1.07%
三田 聖二 (注)4	11,730株	0.87%
松井証券株式会社	10,775株	0.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,172株	0.68%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（150株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。
2. 当社代表取締役社長三田聖二が議決権の過半数を保有しています。
  3. 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミットの保有によるものです。
  4. 当社代表取締役社長です。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している新株予約権の状況(平成23年3月31日現在)

発行決議の日		平成14年6月27日	平成15年6月27日		
新株予約権の数		116個	358個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式1,740株 (新株予約権1個当たり15株)	普通株式 1,790株 (新株予約権1個当たり5株)		
新株予約権の発行価額		無償	無償		
新株予約権の行使時の払込金額/株		5,334円	5,334円		
新株予約権の行使期間		平成14年8月15日から 平成24年8月15日まで	平成16年3月15日から 平成26年3月15日まで		
新株予約権の行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	保有者数	0名	保有者数	1名
		保有数	0個	保有数	165個
		目的である株式の数	0株	目的である株式の数	825株
	社外取締役	保有者数	2名	保有者数	1名
		保有数	20個	保有数	10個
		目的である株式の数	300株	目的である株式の数	50株
	監査役	保有者数	0名	保有者数	1名
		保有数	0個	保有数	10個
		目的である株式の数	0株	目的である株式の数	50株

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成14年6月12日取締役会決議及び平成14年6月27日第6回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成15年6月6日取締役会決議及び平成15年6月27日第7回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日		平成16年6月29日	平成17年6月29日		
新株予約権の数		1,902個	2,062個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,510株 (新株予約権1個当たり5株)	普通株式 10,310株 (新株予約権1個当たり5株)		
新株予約権の発行価額		無償	無償		
新株予約権の行使時の払込金額/株		5,334円	35,600円		
新株予約権の行使期間		平成16年8月15日から 平成26年8月15日まで	平成17年8月18日から 平成27年8月18日まで		
新株予約権の行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数	2名	保有者数	2名
		保有数	1,361個	保有数	1,252個
		目的である株式の数	6,805株	目的である株式の数	6,260株
	社外取締役	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	30個	保有数	30個
		目的である株式の数	150株	目的である株式の数	150株
	監査役	保有者数	1名	保有者数	1名
		保有数	10個	保有数	10個
		目的である株式の数	50株	目的である株式の数	50株

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成16年6月8日取締役会決議及び平成16年6月29日第8回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成17年5月25日取締役会決議及び平成17年6月29日第9回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日	平成18年 5月25日	平成19年 5月17日			
新株予約権の数	1,466個	1,806個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,330株 (新株予約権 1個当たり 5株)	普通株式 9,030株 (新株予約権 1個当たり 5株)			
新株予約権の払込金額	無償	無償			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株	10,860円	4,642円			
新株予約権の行使期間	平成18年 8月10日から 平成23年 8月10日まで	平成19年 8月 3日から 平成29年 8月 3日まで			
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 2			
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	1,010個	保有数	1,270個
		目的である株式の数	5,050株	目的である株式の数	6,350株
	社外取締役	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	30個	保有数	30個
		目的である株式の数	150株	目的である株式の数	150株
	監査役	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	30個	保有数	30個
		目的である株式の数	150株	目的である株式の数	150株

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成18年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日	平成20年 5月16日	平成21年 5月14日及び 平成21年 5月25日			
新株予約権の数	3,260個	9,680個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 16,300株 (新株予約権1個当たり5株)	普通株式 9,680株 (新株予約権1個当たり1株)			
新株予約権の払込金額	無償	無償			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株	16,540円	17,880円			
新株予約権の行使期間	平成20年 8月 5日から 平成25年 8月 5日まで	平成21年 8月15日から 平成26年 8月15日まで			
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 2			
役員の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	2,400個	保有数	6,700個
		目的である株式の数	12,000株	目的である株式の数	6,700株
	社外取締役	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	30個	保有数	30個
		目的である株式の数	150株	目的である株式の数	30株
	監査役	保有者数	3名	保有者数	4名
		保有数	30個	保有数	40個
		目的である株式の数	150株	目的である株式の数	40株

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成20年5月16日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成21年5月14日及び平成21年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日	平成22年 5月13日	
新株予約権の数	15,785個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 15,785株 (新株予約権1個当たり1株)	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株	6,310円	
新株予約権の行使期間	平成22年 7月1日から 平成27年 7月1日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 3名 保有数 9,950個 目的である株式の数 9,950株
	社外取締役	保有者数 3名 保有数 30個 目的である株式の数 30株
	監査役	保有者数 4名 保有数 40個 目的である株式の数 40株

(注) 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成22年5月13日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日		平成22年5月13日	
新株予約権の数		16,285個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,285個 (新株予約権1個当たり1株)	
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株		6,310円	
新株予約権の行使期間		平成22年7月1日から平成27年7月1日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金		4,888円	
新株予約権の行使の条件		相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成22年5月13日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	
使用人等に対する 交付状況	当社使用人	交付を受けた者の数	17名
		交付した新株予約権の数	4,625個
		目的である株式の数	4,625株
	当社子会社の役員 及び使用人	交付を受けた者の数	5名
		交付した新株予約権の数	1,640個
		目的である株式の数	1,640株

③ その他新株予約権等の状況

イ. 平成19年12月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権

発行決議の日	平成19年12月6日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	金400,000,000円
各社債の金額	金100,000,000円の1種
利率	年利3% なお、複利計算の方法によるものとする。
社債の発行日	平成19年12月21日
償還期日	平成27年12月21日（注）
募集方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ ディーティエディー ジャニユアリー4.1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) 金400,000,000円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	3,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円）とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月21日から平成27年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

（注）平成22年9月27日の取締役会において新株予約権の行使期間を5年間延長する旨を決議し、本新株予約権付社債の債権者との間で同内容の変更契約を締結している。

ロ. 平成20年5月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権

発行決議の日	平成20年5月12日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	金400,000,000円
各社債の金額	金100,000,000円の1種
利率	年利3% なお、複利計算の方法によるものとする。
社債の発行日	平成20年5月27日
償還期日	平成28年5月27日（注）
募集方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ ディーティエーディー ジャーナル4.1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) 金400,000,000円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円）とする。
新株予約権の行使期間	平成20年5月27日から平成28年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

（注）平成22年9月27日の取締役会において新株予約権の行使期間を5年間延長する旨を決議し、本新株予約権付社債の債権者との間で同内容の変更契約を締結している。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
取締役社長 （代表取締役）	三 田 聖 二	エルティサンダビー・ヴィー・ピー・エー マネージングディレクター
取締役専務 （代表取締役）	福 田 尚 久	C F O
取 締 役	田 島 淳	丹後通信株式会社 代表取締役社長
取 締 役	テレーザ・エス・ ヴォンダーシュミット (Theresa S. Vonderschmitt)	投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・ トラスト オーナー兼マネジャー
取 締 役	ドナル・ドイル (Donal Doyle)	上智大学名誉教授
取 締 役	塚 田 健 雄	
取 締 役	井 戸 一 朗	
監 査 役（常勤）	笠 井 哲 哉	
監 査 役	山 口 洋	山口国際会計事務所 代表
監 査 役	中 山 孝 司	
監 査 役	師 田 卓	

- (注) 1. 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏、塚田健雄氏及び井戸一朗氏は、社外取締役です。
2. 監査役笠井哲哉氏、山口洋氏、中山孝司氏及び師田卓氏は、社外監査役です。
3. 監査役山口洋氏及び師田卓氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・監査役山口洋氏は、公認会計士、米国公認会計士及びカナダ勅許会計士の資格を有しています。
  - ・監査役師田卓氏は、帝人株式会社にて平成5年6月より平成12年6月まで財務・経理を含む管理全般担当取締役C F Oに在任していました。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第14回定時株主総会（平成22年6月22日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者はいません。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	6名 (3名)	280百万円 (8百万円)
監 （う ち 社 外 監 査 役）	4名 (4名)	19百万円 (19百万円)
合 計	10名	300百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれていません。なお、当事業年度において使用人兼務取締役は存在しないため、使用人給与相当額はありません。
2. 取締役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。
3. 監査役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。
4. 支給額には、平成18年6月29日開催の第10回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成20年6月24日開催の第12回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成21年6月23日開催の第13回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成22年6月22日開催の第14回定時株主総会決議に基づくストックオプションによる以下の報酬額も含まれています。
- 取締役 6名      52百万円（うち社外取締役 3名    0百万円）  
監査役 4名      0百万円（うち社外監査役 4名    0百万円）
5. 取締役の員数は7名（うち社外取締役4名）ですが、無支給者が1名いるため支給人員数と相違しています。

### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・トラストのオーナーを兼務しています。なお、同社は当社の株主及び新株予約権付社債権者です。
  - ・監査役山口洋氏は、山口国際会計事務所代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・該当なし

- ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係等
  - ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、当社代表取締役三田聖二の実姉です。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（6回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット	6回	100%	—	—
取締役 ドナル・ドイル	6回	100%	—	—
取締役 塚田健雄	6回	100%	—	—
取締役 井戸一朗	6回	100%	—	—
監査役 笠井哲哉	6回	100%	12回	100%
監査役 山口洋	6回	100%	12回	100%
監査役 中山孝司	6回	100%	11回	92%
監査役 師田卓	6回	100%	12回	100%

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

- バ. 取締役会及び監査役会における発言状況その他の活動状況
  - ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、豊富な経営経験及び投資経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
  - ・取締役塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界における豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、活発な議論を行っています。
  - ・取締役井戸一朗氏は、電気機器業界における豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

- ・取締役ドナル・ドイル氏は、学識経験者としての専門的な観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
- ・監査役笠井哲哉氏は、常勤監査役として、会社の日常の業務執行状況を把握し、適法性・妥当性を確保するために、適宜助言していません。
- ・監査役山口洋氏は、公認会計士としての専門的知見を踏まえて会社の業務執行を監視し、適宜助言しています。
- ・監査役中山孝司氏及び師田卓氏は、取締役会の決議の適法性、妥当性を確保する観点から質疑を行い、適宜取締役の職務の執行に関して助言しています。
- ・上記の他、各監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

#### ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の子会社である、Communications Security and Compliance Technologies Inc. 及び Computer and Communication Technologies Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告します。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

**(5) 業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社外取締役による牽制

取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。

(2) 顧問弁護士による法的監査及び助言

取締役会には、顧問弁護士が出席し、適宜、法的助言を行う体制をとる。

(3) 内部監査室による監査体制の整備

内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 常勤役員会の決議により、当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、取締役会に報告する。
  - (2) 横断的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置する。
  - (3) リスク管理規程の運用は、リスク管理委員会がこれにあたり、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。
  - (4) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 職務権限・意思決定ルール の策定
  - (2) 常勤取締役及び執行役員を構成員とする常勤役員会の設置
  - (3) 取締役会による事業年度ごとの業績目標及び予算の策定
  - (4) 各事業部門による月次・四半期業績管理の実施
  - (5) 常勤役員会による月次業績のレビュー及び改善策の実施
  - (6) 取締役会による四半期業績のレビュー
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 常勤役員会の決議により、法令を遵守する行動規範を定めるコンプライアンス規程を制定し、取締役会に報告する。
  - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務部がこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、法務部を中心として、使用人に対する教育及び指導を実施する。
  - (3) 内部監査室による監査体制の整備  
内部監査室は、法務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。

- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社子会社の業務執行責任者は、原則として当社執行役員とし、当社常勤役員会の構成員とする体制をとる。
  - (2) 当社の関係会社主管責任者は、企業集団全体における内部統制について横断的に管理するとともに、当社子会社に対する指導及び支援を行う。
  - (3) 当社子会社の業務執行責任者は、関係会社管理規程にしたがい、関係会社主管責任者と連携し、各社の内部統制を確立し、運用する権限及び責任を有する。
  - (4) 当社人事総務部、財務経理部、法務部等の担当部署は、主管責任者と連携して、企業集団全体における内部統制の確立を推進する。
  - (5) 企業集団全体における内部統制の構築を支援するため、当社社長室を中心として、企業集団の間での情報の共有化を図り、指示・要請等の伝達が的確に行われる体制を構築する。
  - (6) 当社の内部監査室は、当社の企業集団についても内部監査を実施し、その結果を関係会社主管責任者を通して当社代表取締役社長に報告する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
  - (2) 当面、監査役スタッフ以外の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役役長に通知する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
使用人の監査補助業務の遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
監査役が常勤役員会に出席する体制をとることにより、監査に必要なかつ適切な情報は、適宜、監査役に報告される。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
内部監査室及び常勤の取締役は、それぞれ監査役会と定期的に意見交換を実施することとする。また、監査法人にも必要に応じ監査役会との意見交換を求めるものとする。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,681</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,529</b>
現金及び預金	1,315	買掛金	454
売掛金	658	短期借入金	280
有価証券	200	未払金	65
商 品	459	未払法人税等	14
貯 蔵 品	12	前受収益	329
その他	47	リース債務	25
貸倒引当金	△12	通信サービス繰延利益額	179
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,043</b>	訴訟損失引当金	32
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>155</b>	その他	146
建物及び附属設備	12	<b>固 定 負 債</b>	<b>841</b>
車両及び運搬具	0	社 債	800
工具、器具及び備品	77	リース債務	38
移動端末機器	2	その他	3
リース資産	62	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,371</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>823</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
商 標 権	2	<b>株 主 資 本</b>	<b>916</b>
特 許 権	1	資 本 金	3,837
電話加入権	1	資 本 剩 余 金	2,228
ソフトウェア	494	利 益 剩 余 金	△5,148
ソフトウェア仮勘定	323	自 己 株 式	△2
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>65</b>	その他の包括利益累計額	241
敷金保証金	54	為替換算調整勘定	241
その他	10	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>197</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,725</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,354</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,725</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	3,642
売 上 原 価	2,521
売 上 総 利 益	1,120
通 信 サ ー ビ ス 繰 延 利 益 繰 入 額	412
通 信 サ ー ビ ス 繰 延 利 益 戻 入 額	619
差 引 売 上 総 利 益	1,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,402
営 業 損 失	74
営 業 外 収 益	2
受 取 利 息	1
有 価 証 券 利 息	0
そ の 他	1
営 業 外 費 用	202
支 払 利 息	29
為 替 差 損	170
そ の 他	2
経 常 損 失	273
特 別 利 益	15
債 務 戻 入 益	8
新 株 予 約 権 戻 入 益	6
特 別 損 失	90
固 定 資 産 除 却 損	0
事 業 再 構 築 費 用	86
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	349
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5
法 人 税 等 調 整 額	4
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失	359
当 期 純 損 失	359

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日 残高	3,831	2,221	△4,788	△2	1,262
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	6	6			13
当 期 純 損 失			△359		△359
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	6	6	△359	-	△345
平成23年3月31日 残高	3,837	2,228	△5,148	△2	916

	その他の包括 利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日 残高	94	94	135	1,493
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				13
当 期 純 損 失				△359
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	146	146	61	207
連結会計年度中の変動額合計	146	146	61	△138
平成23年3月31日 残高	241	241	197	1,354

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	Computer and Communication Technologies Inc. Arxceo Corporation Communications Security and Compliance Technologies Inc. アレクセオ・ジャパン株式会社 丹後通信株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (ア) 有価証券

其他有価証券

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

###### (イ) 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (ア) 有形固定資産

(リース資産を除く)

移動端末機器

耐用年数を2年、残存価額をゼロとする定額法

その他の有形固定資産 定率法

###### (イ) 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産 定額法

(ウ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

(イ) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

④ 収益及び費用の計上基準

通信時間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法によっています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜処理

(6) 会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

これにより、当連結会計年度の営業損失及び経常損失はそれぞれ0百万円増加し、税金等調整前当期純損失は5百万円増加しています。

2. 表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しています。

### 3. 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しています。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しています。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ①担保に供している資産

定期預金 120百万円

##### ②担保に係る債務

短期借入金 240百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 520百万円

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,338,610株  
新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
平成12年度新株引受権	普通株式	1,230	—	1,230	—	—
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	197
合 計		—	—	—	—	197

### 6. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定にそってリスク軽減を図っています。

リース債務並びに社債は固定金利であり、金利変動リスクを回避しています。

デリバティブは為替リスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,315百万円	1,315百万円	－百万円
(2) 売 掛 金	658	658	－
(3) 有価証券 その他有価証券	200	200	－
資 産 計	2,175	2,175	－
(4) 買 掛 金	454	454	－
(5) 未 払 金	65	65	－
(6) リ ー ス 債 務	64	65	1
(7) 社 債	800		
未 払 社 債 利 息	75		
	875	895	20
負 債 計	1,460	1,481	21

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 売掛金

売掛金は大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しているMMFです。有価証券の時価は、取引金融機関から提示された基準価額によっています。

(4) 買掛金及び(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、未払社債利息は、連結貸借対照表の流動負債「その他」に含まれています。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	864円88銭
1株当たり当期純損失	268円94銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### (1) ストックオプションについて

平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年6月10日に当社の執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員に対して、新株予約権（ストックオプション）を発行することを決議しました。

[ストックオプションの内容]

・株式の種類	: 普通株式
・新株発行の予定株数	: 15,000株
・新株予約権発行価額	: 無償とする
・発行価額	: (注) 1
・資本組入額	: (注) 2
・発行価額の総額	: 未定
・資本組入額の総額	: 未定
・取得者	: 当社の執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員
・権利行使期間	: 平成23年6月10日から 平成28年6月10日まで

(注) 1. 当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場における当社株式普通取引の終値とします。

(注) 2. 会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額）を資本金とし、残額を資本準備金とします。

### (2) 資本金及び資本準備金の額の減少について

平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年6月21日開催予定の第15回定時株主総会に、下記のとおり「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分」について付議することを決議しました。

#### ①資本金及び資本準備金の額の減少の目的

資本金及び資本準備金の一部を取り崩し、欠損の填補に充当することにより、財務体質の健全化を図り、取引先に対する信用力の向上による事業拡大及び今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とすることを目的としています。

#### ②減少する資本金及び資本準備金の額

資本金3,837百万円から1,837百万円を、資本準備金2,228百万円から1,864百万円を取り崩して、全額を欠損の填補に充当します。減少後の資本金の額は2,000百万円、資本準備金の額は364百万円となります。

#### ③日程

(ア) 取締役会決議	平成23年5月12日
(イ) 株主総会決議	平成23年6月21日（予定）
(ウ) 効力発生日	平成23年7月31日（予定）

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,394</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,361</b>
現金及び預金	1,210	買掛金	323
売掛金	482	短期借入金	260
有価証券	200	未払金	65
商品	434	未払費用	82
貯蔵品	12	未払法人税等	14
未収入金	8	預り金	15
前払費用	22	リース債務	25
短期貸付金	20	前受収益	327
その他	14	通信サービス繰延利益額	179
貸倒引当金	△12	訴訟損失引当金	32
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,364</b>	その他	35
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>143</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>838</b>
建物及び附属設備	11	社債	800
車両及び運搬具	0	リース債務	38
工具、器具及び備品	66	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,199</b>
移動端末機器	2	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	62	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,362</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>883</b>	資本金	3,837
商標権	2	資本剰余金	2,228
特許権	0	資本準備金	2,228
電話加入権	1	利益剰余金	△3,702
ソフトウェア	506	その他利益剰余金	△3,702
ソフトウェア仮勘定	372	繰越利益剰余金	△3,702
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,338</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2</b>
関係会社株式	70	新株予約権	197
敷金保証金	45	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,559</b>
長期貸付金	1,419	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,758</b>
その他	10		
貸倒引当金	△208		
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,758</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	3,086
売 上 原 価	1,968
売 上 総 利 益	1,117
通信サービス繰延利益繰入額	412
通信サービス繰延利益戻入額	619
差 引 売 上 総 利 益	1,325
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,273
営 業 利 益	51
営 業 外 収 益	42
営 業 外 費 用	199
経 常 損 失	104
特 別 利 益	6
新 株 予 約 権 戻 入 益	6
特 別 損 失	79
事 業 再 構 築 費 用	75
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4
そ の 他	0
税 引 前 当 期 純 損 失	177
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4
当 期 純 損 失	182

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)  
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益 剰余金 繰上 り利益 剰余金	利益剰余金計 合			
平成22年3月31日 残高	3,831	2,221	2,221	△3,519	△3,519	△2	2,531	
事業年度中の変動額								
新株の発行	6	6	6				13	
当期純損失				△182	△182		△182	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	6	6	6	△182	△182	—	△168	
平成23年3月31日 残高	3,837	2,228	2,228	△3,702	△3,702	△2	2,362	

	新株予約権	純資産合計
平成22年3月31日 残高	135	2,666
事業年度中の変動額		
新株の発行		13
当期純損失		△182
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	61	61
事業年度中の変動額合計	61	△107
平成23年3月31日 残高	197	2,559

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

(ア) 子会社株式 総平均法に基づく原価法

(イ) その他有価証券  
時価のないもの 総平均法に基づく原価法

##### ② 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く) 移動端末機器  
耐用年数を2年、残存価額をゼロとする定額法  
その他の有形固定資産 定率法

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア  
見込有効期間（5年）に基づく定額法  
その他の無形固定資産 定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### ② 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

通信時間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法によっています。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜処理

(6) 会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

これにより、当事業年度の営業利益は0百万円減少し、経常損失は0百万円増加し、税引前当期純損失は5百万円増加しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金 120百万円

②担保に係る債務

短期借入金 240百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 369百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 31百万円

長期金銭債権 1,419百万円

短期金銭債務 31百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 52百万円

営業費用 87百万円

営業取引以外の取引高 113百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 150株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰越欠損金	1,324百万円
関係会社株式評価損	361百万円
前受収益	133百万円
通信サービス繰延利益額	72百万円
減損損失（無形固定資産）	22百万円
貸倒引当金	90百万円
その他	105百万円
繰延税金資産小計	2,110百万円
評価性引当額	△2,110百万円
繰延税金資産合計	－百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務処理用電子計算機等についてはリース契約により使用しているものがあります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	バーナード・ヴィ・アンド・テレザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティージャー ジャニュアリー4, 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) (注1)	被所有直接 8.1%	新株予約権付社債権者	新株予約権付社債の割当	－	社債 (注2) (注3)	800
			役員の兼任1名	利息の支払 (注2) (注3)	25	未払費用	75

(注1) 当社の社外取締役であるテレザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラストです。

(注2) 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初、償還期限平成22年12月21日（平成22年9月27日付の変更契約により平成27年12月21日）、期日

一括返済、当初転換価額125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円）の新株予約権付社債です。

（注3）社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初、償還期限平成23年5月27日（平成22年9月27日付の変更契約により平成28年5月27日）、期日一括返済、当初転換価額200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円）の新株予約権付社債です。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	丹 後 通 信 株 式 会 社	所有直接 100%	地域MVNOとして、 地域に密着した通信サービスの提供  役員の兼任 1名	商品の販売 及び役務の 提供	52	売 掛 金	3
子会社	Computer and Communication Technologies Inc.	所有直接 100%	技術及びサービスの開 発委託並びに当社サービスの一部の 運用委託  役員の兼任 2名	ソフトウェアの購入 システム運営費他 資金の貸付	71 86 7	未 払 金  長期貸付金 (注2)	2  138
子会社	Arxceo Corporation	所有直接 100%	ネットワーク不正アクセス防御技術に関する 提携  役員の兼任 なし	資金の貸付	26	長期貸付金 (注2)	113
子会社	Communications Security and Compliance Technologies Inc.	所有直接 100%	データ通信サービスに関する提携  役員の兼任 1名	資金の貸付  資金の貸付  利息の受取	221  20 37	長期貸付金  短期貸付金  —	1,167  20 —

（注1） 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引価格は市場価格を参考に決定しています。

(注2) 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計208百万円の貸倒引当金を計上しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,764円85銭
1株当たり当期純損失	136円55銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) ストックオプションについて

平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年6月10日に当社の執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員に対して、新株予約権（ストックオプション）を発行することを決議しました。

[ストックオプションの内容]

- ・株式の種類 : 普通株式
- ・新株発行の予定株数 : 15,000株
- ・新株予約権発行価額 : 無償とする
- ・発行価額 : (注) 1
- ・資本組入額 : (注) 2
- ・発行価額の総額 : 未定
- ・資本組入額の総額 : 未定
- ・取得者 : 当社の執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員
- ・権利行使期間 : 平成23年6月10日から  
平成28年6月10日まで

(注) 1. 当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場における当社株式普通取引の終値とします。

(注) 2. 会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額）を資本金とし、残額を資本準備金とします。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少について

平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年6月21日開催予定の第15回定時株主総会に、下記のとおり「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分」について付議することを決議しました。

①資本金及び資本準備金の額の減少の目的

資本金及び資本準備金の一部を取り崩し、欠損の填補に充当することにより、財務体質の健全化を図り、取引先に対する信用力の向上による事業拡大及び今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とすることを目的としています。

②減少する資本金及び資本準備金の額

資本金3,837百万円から1,837百万円を、資本準備金2,228百万円から1,864百万円を取り崩して、全額を欠損の填補に充当します。減少後の資本金の額は2,000百万円、資本準備金の額は364百万円となります。

③日程

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| (ア) 取締役会決議 | 平成23年5月12日      |
| (イ) 株主総会決議 | 平成23年6月21日 (予定) |
| (ウ) 効力発生日  | 平成23年7月31日 (予定) |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

#### 東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岡 田 基 宏 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 井 上 司 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載の通り、平成23年5月12日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の一部を取り崩してこの全額を欠損の補填に充当することについて、平成23年6月21日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指 定 社 員      公認会計士      岡   田   基   宏   ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員      公認会計士      井   上                      司   ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載の通り、平成23年5月12日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の一部を取り崩してこの全額を欠損の補填に充当することについて、平成23年6月21日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告及び説明を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社についても、事業の報告及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 笠井 哲 哉 ㊟

監査役 山口 洋 ㊟

監査役 中山 孝 司 ㊟

監査役 師田 卓 ㊟

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2009年3月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの相互接続を実現し、日本型MVNO事業モデルを構築して以来7四半期連続で増収を続け、当事業年度第3四半期（2010年10月～12月）には、2005年4月の上場直後に携帯網開放に向けた取組みを開始してから初めて黒字転換を果たしました。東日本大震災の影響により、第4四半期（2011年1月～3月）は8四半期連続の増収はなりませんでした。通期において、当社単体では上期の営業損失を補う形で51百万円の営業利益を達成しました。

このような成果の一方、当社は平成23年3月期末において過年度の累積損失による繰越利益剰余金の欠損額3,702,365,842円を抱えています。

そこで、今般、今後の黒字化に向けて一定の見通しがついたことを機に、過年度の欠損金を一掃して財務体質の健全化を図ることで、当社の取引先に対する信用力の向上、ひいては事業拡大を図り、同時に、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第447条第1項に基づき資本金の額を減少し、また、会社法第448条第1項に基づき資本準備金の額を減少するとともに、これらをその他資本剰余金に振替え、会社法第452条に基づき、増加したその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損の填補に充当します。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金（及び資本準備金）の額のみを減少しますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、資本金及び資本準備金の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産に変動を生じるものではありません。

#### （1）資本金の額の減少に関する事項

平成23年3月31日現在の資本金3,837,955,600円のうち1,837,955,600円を減少させ、その他資本剰余金に振替えたいと存じます。減少後の資本金の額は2,000,000,000円とします。

① 減少する資本金の額 1,837,955,600円

② 増加する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 1,837,955,600円

③ 資本金の額の減少の効力発生日 平成23年7月31日

(2) 資本準備金の額の減少に関する事項

平成23年3月31日現在の資本準備金2,228,782,178円のうち  
1,864,410,242円を減少させ、その他資本剰余金に振替えたいと存じます。  
減少後の資本準備金の額は364,371,936円とします。

- ① 減少する資本準備金の額 1,864,410,242円
- ② 増加する剰余金の項目及び額  
その他資本剰余金 1,864,410,242円
- ③ 資本準備金の額の減少の効力発生日 平成23年7月31日

(3) 剰余金の処分に関する事項

資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越  
利益剰余金に振替えることにより、欠損を填補いたします。

- ① 減少する剰余金の項目及び額  
その他資本剰余金 3,702,365,842円
- ② 増加する剰余金の項目及び額  
繰越利益剰余金 3,702,365,842円
- ③ 剰余金の処分の効力発生日  
資本の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

現任取締役のうち、三田聖二、テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット、ドナル・ドイル及び塚田健雄の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の 株式の数
1	さん だ せい じ 三 田 聖 二 (昭和24年6月10日生)	昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程終了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネジメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社 プロダク トオペレーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動 電話事業部事業部長(兼) モトロー ラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ(株)(現 ア ップルジャパン(株)) 代表取締役就 任(兼) アップルコンピュータ (現 アップル) 本社(米国) 副 社長就任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取 締役社長就任(現任) 平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成8年10月 Computer and Communication Technologies Inc. 設立 代表取 締役社長就任 平成10年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日アイルランド商工会議所) 副 会長就任 平成10年10月 ザイリンクス・インク社 社外取 締役就任	11,730株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
		<p>平成12年2月 エル ティ サンダ ビー・ヴィ ー・ビー・エー設立 マネージ ングディレクター就任 (現任)</p> <p>平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネット ワークに関する国際諮問会議委員 就任 (現任)</p> <p>在日アイルランド商工会議所 (旧 日本アイルランド経済協会) 会頭 就任</p> <p>平成21年2月 アイルランド政府 グローバル・ アイルランド・ネットワークメン バー就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー マネージングディレクター</p>	
2	<p>テレーザ・エス・ヴ ォンダーシュミット (Theresa S. Vonderschmitt) (昭和22年2月1日生)</p>	<p>昭和43年9月 パンアメリカン航空入社</p> <p>昭和63年2月 フォードハム大学 経済学部卒業</p> <p>平成3年3月 サンタクララ大学 経営学修士取 得</p> <p>平成8年1月 投資会社ザ・ヴォンダーシュミッ ト・トラスト設立 オーナー (現 任)</p> <p>平成11年1月 ビーアンドティー・ヴォンダーシ ュミットLLC設立 オーナー兼 マネジャー (現任)</p> <p>平成11年6月 当社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・トラスト オーナー兼マネジャー</p>	108,965株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	ドナル・ドイル (Donal Doyle) (昭和6年10月11日生)	昭和33年6月 聖スタニスラスカレッジ 哲学部卒業 昭和41年6月 ミルトンパーク大学 神学部卒業 昭和60年4月 上智大学 外国語学部 英語学科講師 昭和62年4月 上智大学 学長補佐 平成元年4月 上智大学 外国語学部 英語学科教授 平成11年6月 当社 社外取締役就任(現任) 平成14年4月 上智大学 名誉教授(現任)	一株
4	つかだ たけお 塚田 健雄 (昭和7年10月3日生)	昭和30年3月 名古屋大学 法学部卒業 昭和33年3月 名古屋大学 大学院修士課程終了 昭和33年4月 トヨタ自動車工業(株)(現 トヨタ自動車(株))入社 昭和51年7月 同社 部長 昭和57年9月 同社 取締役就任 昭和62年9月 同社 常務取締役就任 昭和63年10月 日本移動通信(株)(現 KDDI(株))専務取締役就任 平成3年6月 同社 取締役社長就任 平成11年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成12年10月 当社 社外取締役就任(現任) 平成12年12月 (株)トヨタエンタプライズ 最高顧問就任 平成13年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成15年6月 同社 顧問就任	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏及び塚田健雄氏は、社外取締役の候補者です。
3. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、当社代表取締役三田聖二の実姉です。
4. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、その豊富な経営経験及び投資経験から、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
5. ドナル・ドイル氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、学識経験者としての観点からの発言により取締役会の意思決定の適正性を図るため、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
6. 塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界における企業経営に長年携わっており、その豊富な経営経験から、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
7. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏及び塚田健雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏及びドナル・ドイル氏は本株主総会の終結の時をもって12年となり、塚田健雄氏は10年を経過しています。
8. 当社と各社外取締役候補者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役のうち、笠井哲哉氏は本総会終結の時をもって辞任し、また、山口洋氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び重要な兼職の状況 並びに当社監査役であるときの地位	所有する当社 の株式の数
1	つかもと し ろう 塚 本 四 郎 (昭和23年11月5日生)	昭和48年3月 京都大学 法学部卒業 昭和48年4月 郵政省（現 総務省）入省 昭和60年11月 同省 東北電気通信監理局放送部 長 昭和62年7月 日本電信電話(株) 電話事業サポ ート本部担当部長 昭和64年1月 同社 電話事業サポート本部営業 推進部担当部長 平成元年6月 郵政省 大臣官房企画課情報通信 企画室長 平成2年7月 同省 大臣官房資材部計画課長 平成4年6月 同省 大臣官房財務部計画課長 平成4年6月 放送大学学園放送部長 平成6年7月 郵政省（現 総務省）郵政大学校副 校長 平成8年7月 同省 近畿郵政監察局総務監察官 平成9年7月 同省 東京郵政局次長 平成10年6月 同省 九州郵政監察局長 平成11年7月 同省 郵政大学校長 兼 中央郵 政研修所長 平成12年7月 郵便貯金振興会 理事 平成14年7月 九州通信ネットワーク(株) 常務取 締役 平成18年7月 東芝ソリューション(株) 社長付（役 員待遇） 平成20年6月 日本オンライン整備(株)（現 ファ ーストカム(株)）代表取締役専務 （現任）  （重要な兼職の状況） ファーストカム(株) 代表取締役専務	一株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び重要な兼職の状況 並びに当社監査役であるときの地位	所有する当社 の株式の数
2	やまぐち よう 山 口 洋 (昭和25年4月20日生)	昭和48年4月 同志社大学 経済学部卒業 昭和49年11月 クーパースアンドライブランド・ ジャパン (現 あらた監査法人) 入所 昭和54年2月 公認会計士登録 昭和56年9月 クーパースアンドライブランド・ カナダ赴任 昭和59年8月 米国公認会計士登録、カナダ勅許 会計士登録 昭和60年9月 アーサーアンダーセン・カナダ入 所 平成2年9月 英和監査法人 (現 あずさ監査法 人) 代表社員就任 平成7年9月 任天堂フランス社長就任 平成13年1月 山口国際会計事務所設立 代表就 任 (現任) 平成15年6月 当社 監査役就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 山口国際会計事務所 代表	一株

- (注)
- 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 各監査役候補者は、社外監査役の候補者です。
  - 塚本四郎氏は、郵政省 (現 総務省) における豊富な行政経験から電気通信業界に通じており、また、民間企業においても取締役として企業経営経験を有しています。その幅広い見識から有効な監査を行っていただけるものと考え、当社の社外監査役として適任であると判断いたします。なお、同氏はファーストカム㈱の代表取締役専務ですが、平成23年6月16日付で同社を退任する予定です。
  - 山口洋氏は、公認会計士としての専門的知見を踏まえて会社の業務執行を監視し、適宜助言しており、引き続き当社の社外監査役として適任であると判断いたします。
  - 山口洋氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって8年となります。
  - 当社と山口洋氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。
  - 塚本四郎氏が選任された場合、当社は同氏とも会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 ストックオプションによる取締役報酬の承認の件

当社は、これまで、株主価値の向上に対する意欲を一層向上させることを目的として、当社の取締役及び監査役並びに従業員等に対してストックオプションを無償で発行しておりますが、会社法では、ストックオプションとして発行される新株予約権が取締役に付与される場合には、取締役の報酬等に該当するものと位置づけられています。

当社の取締役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬総額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額8,000万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現任の取締役は7名（うち4名は社外取締役）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も7名（うち4名は社外取締役）となります。

また、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりです。

##### (1) 新株予約権の数の上限

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数は、上記ストックオプションによる取締役報酬総額（年額8,000万円）を新株予約権1個あたりの公正価値（当該新株予約権の発行日の株価、一定の基準により算出された株価変動率、新株予約権の行使価額、新株予約権の行使可能期間などの諸条件を勘案して算出される価額）をもって除した数（整数未満の数は切り捨てる）を超えないものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所JASDAQ市場における当社株式普通取引の終

値とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の発行日から5年間  
(但し、行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる)
- (5) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によって定める。

## 第5号議案 ストックオプションによる監査役報酬の承認の件

当社は、これまで、株主価値の向上に対する意欲を一層向上させることを目的として、当社の取締役及び監査役並びに従業員等に対してストックオプションを無償で発行しておりますが、会社法では、ストックオプションとして発行される新株予約権が監査役に付与される場合には、監査役の報酬等に該当するものと位置づけられています。

当社の監査役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該監査役の報酬総額とは別枠で、当社監査役に対する報酬として年額100万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現任の監査役は4名（全員社外監査役）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合も4名（全員社外監査役）となります。

また、監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりです。

### (1) 新株予約権の数の上限

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数は、上記ストックオプションによる監査役報酬総額（年額100万円）を新株予約権1個あたりの公正価値（当該新株予約権の発行日の株価、一定の基準により算出された株価変動率、新株予約権の行使価額、新株予約権の行使可能期間などの諸条件を勘案して算出される価額）をもって除した数（整数未満の数は切り捨てる）を超えないものとする。

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所JASDAQ市場における当社株式普通取引の終値とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の発行日から5年間  
(但し、行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる)
- (5) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によって定める。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区六本木五丁目11番16号  
国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール  
電話番号 (03)-3470-4611



会場最寄駅 地下鉄  
都営大江戸線  
麻布十番駅下車 7番出口より徒歩5分  
東京メトロ南北線  
麻布十番駅下車 4番出口より徒歩8分  
東京メトロ日比谷線  
六本木駅下車 3番出口より徒歩10分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。